

名古屋市民の皆様へ

## あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」について

あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」（以下「本件事業」と申します。）について、実行委員会会長代行として、あいちトリエンナーレ実行委員会会長に対し抗議の申し入れを行った経緯等につき、以下のとおりご説明します。

### 1 対象事業

あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」

主催：あいちトリエンナーレ実行委員会（会長：愛知県知事大村秀章）

構成：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会、中日新聞社、日本放送協会名古屋放送局、独立行政法人国際交流基金、愛知県立芸術大学、愛知芸術文化センター、公益財団法人愛知県文化振興事業団、公益財団法人名古屋市文化振興事業団 等

### 2 憲法 21 条が保障する「表現の自由」に関する見解

憲法 21 条が保障する「表現の自由」が問題となる典型的な場面は、公権力（本件事業の場合、愛知県・名古屋市等）が、私人の「表現」を「規制」（＝侵害）する場面です。これに対し、本件事業で問題となった「表現」と公権力（特に愛知県）との関わりは、企画者・作者（表現主体）に「表現」の場として「公共施設」（愛知県立芸術文化センター）を提供し、かつ、「表現」のために必要となる経費を「公金から支出」といった形での「便益供与」です。

したがって、私からあいちトリエンナーレ実行委員会会長である大村知事に対して抗議を申入れた趣旨は、「表現の自由」の「規制」そのものを目的としたものではなく、「公共施設」の管理・利用方法（「便宜供与」の対象基準）が不適切である旨を指摘するものです。

なお、特定の作品を後述のような理由から「本件事業」の対象から外したとしても（「便宜供与」を撤回しても）、その作者は、自費で、個別に私営の個人ギャラリー等で作品を公表（「表現」）することは自由であり可能ですから、地方公共団体（大村知事）が、公共事業として相応しくない作品への「便益供与」を中止することは、憲法が禁止する「検閲」とは全く関係ございません。

### 3 問題と思われた主たる展示物

愛知芸術文化センターで、私、名古屋市長河村たかしが、直接、目視・確認した、展示物のうち、特に問題があると判断した展示物は、次のとおりです。

#### (1) 「平和の少女像」

この作品は、韓国民の政治的主張を目的として、世界各地に置かれている「従軍慰安婦像」と全く同じポーズ・衣装を纏った人形です。「従軍慰安婦」の問題自体が、その存否・評価を含め、高度にセンシティブな政治的な問題を含むと同時に、このような作品自体が、先鋭な対立関係を背景とした政治的主張を伴い、そ

の対立関係をより先鋭化させる契機となる可能性を否定できず、現実には、多くの日本国民の国民感情を甚だ害するおそれが強くあり、この意味で「公衆に陰悪の情を催させる」ものとして、公共の場所に相応しくない作品であると思われました。したがって、愛知県が主宰者として、愛知芸術文化センターという公共の場所を提供し、かつ、公衆の嫌悪感を覚えさせる作品の展示に住民の税金を拠出するといった、「便益供与」を行うことは、行政（愛知県・名古屋市）に求められる政治的中立性と、それに対する社会の信頼を著しく損なうものと考えられます。

## (2) 「焼かれるべき絵」および「遠近を抱えて」

昭和天皇と推察される写真の顔の部分が切り取られ一部が焼かれているように見える作品（「焼かれるべき絵」）と、昭和天皇の写真が炎に包まれているような場面を含む映像作品（「遠近を抱えて」）が、鑑賞者の前後に連続的に配置されていました。もとより、天皇は、「日本国の象徴」であり、かつ、「日本国民統合の象徴」（憲法1条）でありまして、戦後の復興に果たした昭和天皇の偉業に対して畏敬の念を抱く日本国民も少なくないものと思われまます。

このような「象徴」的存在である昭和天皇の「肖像写真」が意図的に燃やされているように見える状況を描いた作品は、その主題自体が甚だ礼を失する遺憾なものであり、日本国民・社会公衆の多くに著しい侮辱感・嫌悪感を与えるものだと思われまます。そして、このような国家の象徴的存在の形見を燃やすことは、国家の統合の象徴である「国旗」を燃やす所業に類するものとしてパラレルに考えられますので、例えば、刑法上も外国国章損壊罪（刑法92条）等で処罰対象としていることに示されるとおり、健全な社会通念に照らし、許容限度を完全に逸脱しているものと理解されます。

もっとも、このような作品であっても、「表現」としては、もちろん十分に尊重すべきものであるという理解もありえますが私としては、地方公共団体が「便益供与」の対象とするに相応しい「芸術作品」であるとは到底思えません。

## 4 結論

本件事業の対象作品の中には、上記のごとき重大な問題を含むものが散見されていたにも関わらず、本件事業の会長である大村知事が、その一存で、本件事業に係る企画を主宰・独断専行・推進したことに對して、私、名古屋市長河村たかしは、「会長代行」として、遺憾の意を表すとともに、大村知事に対しては、速やかに、本件事業の実行委員会会長としての責任において、運営会議を開催して、本件事業を開催するに至った経緯と、大村知事の一存で撤回した経緯・理由について明らかにするよう強く求めます（もとより、私は、暴力・脅迫によって言論・表現を抑圧する一切の行動に対しては、行政として、断固たる対応・態度をとるべきものと考えております。）

令和元年8月8日

名古屋市長・あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行